第七節　太平洋底刺し網等漁業

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十二条の二　太平洋底刺し網等漁業の許可を受けた者は、北太平洋条約海域においては、当該許可に係る船舶の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「ＪＰ―」を付したもの（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十三条　第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十五条　大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海及び北太平洋条約海域においては、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符字等を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

第十五節　北太平洋さんま漁業

第六十六条の二　第三十二条の二の規定は、北太平洋さんま漁業について準用する。

第十六節　日本海べにずわいがに漁業

第六十七条～第六十九条　（略）

第十七節　いか釣り漁業

第六十九条の二　第三十二条の二の規定は、いか釣り漁業について準用する。

第七章　罰則

第百十七条　（略）

第百十八条　（略）

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者

二・三　（略）

別表第６（第32条の２、第35条関係）

（表略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

第七節　太平洋底刺し網等漁業

（新設）

第三十三条　前条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十五条　大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「ＪＰ―」を付したもの（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

（新設）

第十五節　日本海べにずわいがに漁業

第六十七条～第六十九条　（略）

（新設）

第七章　罰則

（罰則）

第百十七条　（略）

第百十八条　（略）

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者

二・三　（略）

別表第６（第35条関係）

（表略）